

監 査 報 告

社会福祉法人みどりの町監事監査規程第4条に定める監査計画及び第12条に基づき、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における、理事の職務の執行状況について行った監査の結果は下記の通りです。

記

1 監査の方法

監査に当たっては、各監事は、理事及び職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事及び職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁文書等を閲覧し、業務及び財産の状況について調査を行って、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及び付属明細書）について検証を行った。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算書類（計算書類及びその明細書）及び財産目録の内容についても検証を行った。

2 監査実施内容と期間

事業報告、計算書類、財産目録その付属明細書及び実施業務に関する監査

平成30年5月14日～平成30年5月30日

3 監査の意見

(1) 事業報告及びその付属明細書に関する意見

法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

(2) 計算書類及びその付属明細書に関する意見

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

(3) 理事による不正の行為又は法令等に違反する行為の有無

不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(4) 個別事項に関する意見

①経営指標について

法人経営上の基本情報や経営指標を毎年の決算時期に合わせ理事会、評議員会へ報告し、自法人の他団体などとの比較や経年比較により、課題を共有していただきたい。

②決算内容の説明資料の作成について

理事会、評議員会への決算資料の提出にあたっては、収支計算書の解説書を作成し、簡略に理解できるようにしていただきたい。

平成30年5月30日

監 事

近 光 章 

監 事

石 田 久 満 